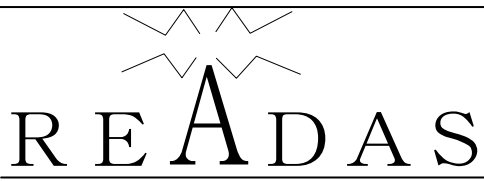


第 5888 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 一般社団法人を利用した相続税対策封じ

Q：平成30年の税制改正では、一般社団法人を利用した相続税対策が封じ込まれるのか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

社団法人には持ち分がないことから、個人の資産を社団法人に移して、相続財産を圧縮するという対策が行われていましたが、今年度の税制改正で、この対策が封じ込まれることになりました。具体的には、次のようになります。

①一般社団法人に贈与した場合

個人が一般社団法人に財産を贈与した場合は、贈与税の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件(役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあるもの等)のうちいずれかを満たさない場合に課税されることとなり、この場合の要件が明確化されます。

②特定的一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の役員(理事に限る)である者が死亡した場合には、その特定一般社団法人等が、その特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時ににおける同族役員(被相続人を含む)の数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものとみなして、その特定一般社団法人等に相続税が課税されることとなります。この場合に①の贈与税があるときは、相続税の額からその贈与税の額が控除されます。

